

富山県動物管理センターのあり方検討に関する報告書（案）に関する意見募集結果

1 意見募集期間 令和5年12月27日（水）～令和6年1月17日（水）

2 募集方法

(1) 関係資料の公表場所

富山県ホームページ、県庁県民サロン、県情報公開総合窓口、各地方県民相談室(高岡、魚津、砺波)、県立図書館、県庁生活衛生課

(2) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、パブリックコメント専用フォーム

3 意見提出件数 8件（4名）

4 意見区分等

項目	件数
第1章 富山県の動物愛護管理行政について	2
第3章 本県の動物愛護管理行政の現状と課題	1
第6章 今後の動物管理センターの整備方針	3
その他（他施設との集約、市町村管理施設の活用）	2

5 意見の概要及び県の考え方（下表のとおり）

「意見の概要」欄は、趣旨を踏まえて要約しています。

第1章 富山県の動物愛護管理行政について

No.	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	4 現在の業務内容 (1) 犬猫の保護・引取り	<p>現在、動物管理センター業務の中で引取り・保管飼養・譲渡が最も重要な基幹業務かと思えます。特に、引取り業務については、入口業務であり、これを間違えたり怠ると遺棄、虐待などの発生につながるおそれがあります。このため、引取り業務は丁寧な対応が必要です。</p> <p>一方で、動物管理センターでは譲渡事業を継続的に実施しています。よって、飼い主からの引き取りについて書かれている助言は、現状では全く助言に値しておらず、また、書かれている教示も再発防止策ではないため、記載内容を次のとおり見直してはどうか。</p> <p>「飼い主から引取りの相談があった場合には、飼えなくなった事情を確認し、やむを得ない場合に限り引取りを行います。」</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「飼い主から引取りの相談があった場合には、終生飼養の大切さについて教示し、新たな飼い主への譲渡等に努めていただくよう助言したうえで、飼えなくなった事情について、やむを得ない場合に限り引取りを行います。」</p>

2	4 現在の業務 内容 (1) 犬猫の保護・ 引取り	所有者の不明な犬猫の引き取りは、最も件数が多く、その拾得者から引取りの相談があった場合は、事情の聴取等実施せず、引取りを行っていることを明記しておいた方が良いと思います。	厚生センターでは、所有者不明であることをもって、直ちに一律に引取りを行う取扱いはしておりませんので、ご理解願います。
---	------------------------------------	---	--

第3章 本県の動物愛護管理行政の現状と課題

No.	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	1 近年の状況 (5) 不適正飼養者に対する指導等	引取りは不適正飼育から発生する虐待や遺棄の未然防止に繋がる最も重要な対策であることから、末尾に、「また、不適正飼育から発生する虐待や遺棄を未然に防ぐ観点から、飼い主からの引取りの問い合わせに際しては、事情を十分に聞き取りしたうえで、飼い主としての責務を実行できないおそれの有無を判断し、的確な引き取りが必要である」旨を追記したら良いと思います。	遺棄、多頭飼育崩壊や動物虐待事例等を未然に防止するには、引取りも必要な対応の一つと考えます。 このため、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「また、遺棄や動物虐待事案を未然に防止するには、飼い主や周辺住民からの飼養や引取りに関する相談等に対して、丁寧な聞き取りを行い、必要に応じて、動物愛護推進員、市町村や警察等、関係機関と連携を図りながら適切に対応することが重要です。」

第6章 今後の動物管理センターの整備方針

No.	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	1 施設整備 について	動物管理センターが行う譲渡業務等は、県民と直接対峙する業務であるため、動物管理センターの存在・業務の理解と動物管理センターに対する信頼感の醸成が特に必要と考えるが、「親しみやすい施設」や「人と動物の共生の推進」という抽象的な表現が強調され、理解しづらいため、目的・必要性や期待する効果を詳細に示すべきかと思えます。	目的、必要性及び期待する効果については、第5章にお示しするとおりです。 また、「はじめに」に記載しておりますとおり、当初、動物管理センターは、犬猫の収容・譲渡・殺処分施設として設置され、県民の皆様の認知度も低い施設でしたが、今後は、犬猫を飼養される方に限らず、幅広い層の方に来所いただくようにし、動物愛護の気運醸成に寄与する施設を目指してまいります。

2	2 ボランティア・関係団体等の民間との協働	ボランティア団体等が実施する保護犬・猫譲渡会について、例えば、以下のような運営ルールを定めるべきではないか。 ・保護猫活動における手術・ワクチンの実施状況の確認を行う。 ・トライアル期間を必ず設ける。	ボランティア団体等との協働に関するご意見として、参考にさせていただきます。
3	4 富山市との連携	県においては、富山県動物愛護管理推進計画の実施状況をしっかりとフォローし、富山市を含む富山県全体を監督・指導・教育することが必要と思います。	県として、人と動物の共生する社会の実現には、引き続き、富山市保健所との緊密な連携が必要であると考えております。

その他

No.	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	—	富山県自然博物館ねいの里に、富山県鳥獣保護センターというものがあります。動物管理センターは犬猫中心で、鳥獣保護センターは鳥が中心なのかと思いますが、お互いの関係性がよくわかりません。新しく動物管理センターを建てる際に、これも同じものに集約はできないのか。	新たな動物管理センターは、動物愛護管理法に基づき、犬猫等飼養する動物の愛護と適正な管理の推進を図るために整備する施設です。一方で、鳥獣保護センターは、野生鳥獣（野生の鳥類、哺乳類）が交通事故等、人間の生活が原因で怪我や病気になった際の救護と自然復帰を行うことを目的として自然博物館ねいの里に併設されています。 このため、鳥獣保護センターとの集約は考えておりませんのでご理解願います。
2	—	市町村が管理するスペース（公園等）に許認可条件（定期的なイベント・設備等々）を設定した上で、富山県知事が許認可権をもち、『富山県・県定公園』改め富山県動物管理センター直轄機関『富山県・犬庭公園』として、『犬猫（ウェルビーイングの向上）も県民の一員』をモットーに動物愛護ボランティアの活動拠点等々に利用できるようにしてはどうか。	市町村が管理する公園の活用方策に関するご意見として、参考にさせていただきます。